

八丈分教室 概要

1 設置の背景

- 八丈町では、令和3年度以降継続して知的障害のある複数の生徒が中学校を卒業見込みであること、分教室を設置した場合、全ての学年に生徒が在籍する状況が継続することから、八丈町に知的障害特別支援学校高等部の分教室を設置

2 学校概要

- 都立青鳥特別支援学校の分教室として、都立八丈高等学校内に令和3年4月に開設
- 都では初の島しょ地域の特別支援学校であり、都立高等学校内に特別支援学校の分教室を設置したことも初めて

(生徒数・教職員数は令和5年5月1日時点)

名称	東京都立青鳥特別支援学校八丈分教室
設置場所	東京都八丈町大賀郷3020番地 都立八丈高等学校内
本校	東京都世田谷区下馬二丁目38番23号 都立青鳥特別支援学校
障害種別	知的障害教育部門
課程・学科	高等部普通科
教育課程	本校に準じて八丈分教室の教育課程を編成
学級・生徒数	3学級7名 (第1学年2名、第2学年2名、第3学年3名)
教職員	副校長1名、教諭6名 都立学校経営企画室支援員(会計年度任用職員)1名 八丈高等学校の養護教諭、経営企画室職員(事務・技能・栄養士)が八丈分教室を兼務

あり方検討委員会 概要

1 設置の目的

- 「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画(令和4年3月)」において、令和3年度から3年間、八丈分教室においてモデル事業を実施し、その効果を検証することが明記
- 「八丈分教室モデル事業の効果検証」と「島しょ地域における分教室設置の考え方」を整理するため、令和5年6月に学識経験者や学校関係者等からなる「島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会」を設置

2 委員名簿

分類	所属(氏名)
学識経験者	東京学芸大学教授 橋本 創一 白百合女子大学准教授 涌井 恵
都教育庁	都立学校教育部高等学校教育課、特別支援教育課 指導部特別支援教育指導課、人事部人事計画課
学校関係者	青鳥特別支援学校長、八丈高等学校長 青鳥特別支援学校八丈分教室担当副校長

3 開催実績

回数	日時	テーマ
第1回	令和5年6月20日	八丈分教室の活動状況、あり方検討委員会での検討方法 など
第2回	令和5年7月26日	アンケート調査の結果報告、八丈町役場へのヒアリング調査、八丈町小中学校へのヒアリング調査 など
第3回	令和5年9月21日	あり方検討委員会報告書(案)今後の進め方 など
第4回	令和5年11月22日	あり方検討委員会報告書(案)今後の進め方 など

島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会 報告書の概要

第1章 八丈分教室モデル事業の検証に当たって

P1~3

- 1 計画での位置付け
- 2 検証方法
- 3 検証経緯

第2章 八丈分教室モデル事業の取組

P5~20

- 1 学校概要
- 2 八丈分教室における教育活動
 - (1) これまでの取組や行事等
 - (2) 教育活動
 - (3) 八丈高等学校との交流・連携
 - (4) 青島特別支援学校（本校）との交流・連携



第3章 八丈分教室モデル事業の効果検証

P21~35

- 1 取組の成果、運営上の課題及び今後の方策
 - (1) 教育活動、(2) 学校経営、(3) 入学相談、(4) 進路指導の4つの視点から成果・課題・方策を整理
- 2 八丈分教室モデル事業の検証報告

「分教室における特色ある教育内容」

- ▶ 八高との交流及び共同学習により多様性や共生社会の理解促進につながっていること、島内関係機関との連携により充実した就業体験・現場実習等ができていていることなどから十分な効果を確認

「適切な規模の在り方」

- ▶ 八高と連携し日常的な集団学習を補完すること、現在と同程度の集団による教育活動を維持することにより、適切な規模による教育が安定的に継続できることを確認

あり方検討委員会としては、八丈分教室を令和6年度以降モデル事業の継続ではなく正式に分教室として位置付けることを提言する。

第4章 島しょ地域における分教室設置の考え方

P37~41

1 検討の視点

(1) 学習環境

- ▶ 高等学校内に設置することが有効
- ▶ 高等学校とは教育活動において連携することが重要

(2) 集団による教育活動

- ▶ 1学年に複数人の生徒入学が見込まれ、その状態が3年以上継続し、全学年に学級を設置することが見込まれる場合に、適切な教育活動が確保

(3) 教職員体制

- ▶ 対外的な交渉の場面で高度な判断が求められることや、教員の人事管理・サービス監督の観点から、専門性のある管理職の設置は必須

(4) 継続設置による連続性

- ▶ 進路指導で実績を上げるなど分教室の認知度を高め、生徒や保護者から選ばれる学校となるよう、分教室の魅力向上と効果的な広報が必要

(5) 特別支援教育のセンター的機能

- ▶ 島内小・中学校教員への支援や特別支援教育に関する相談・情報提供等、分教室は特別支援教育のセンター的機能を発揮することが重要

2. 今後の島しょ地域における分教室設置の考え方

- I 既設の高等学校との併設により、適切な学習環境を整えることができること。
- II 併設する高等学校と分教室が、教職員や施設面等において、相互理解の下、円滑な協力関係を構築できること。
- III 設置後数年間にわたり1学年に複数人の生徒入学があり、全学年に学級を設置することが継続的に見込まれること。